



新津商工会議所

No.378-1 2017年12月19日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

*** 1月の主なスケジュール ***

開催日時	種別	内 容
1月10日(水)	交流会	新春賀詞交歓会 詳細は今月号をご覧ください。大勢の皆様のご参加をお待ちしております!
1月15日(月) ・16日(火)	相談会	年末調整個別相談会 詳細は今月号をご覧ください。

新春賀詞交歓会参加者募集!

新しい年を迎え、会員同士、会議所と会員との親睦を図るため実施いたしますので多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- ◇日 時：平成30年1月10日(水)
- ◇会 場：キャトル・セゾン(秋葉区新津4521-2)
- ◇記念講演：15:00 ~ 16:30
講 師：オソノフア 呉 善花 氏(評論家・拓殖大学国際学部教授)
- テ - マ：「日本ルネッサンス!



今こそ日本の底力を見せるとき!

- ◇年頭挨拶等：16:40 ~ 17:00
- ◇パーティー：17:00 ~ 18:30
- ◇参加費：講演会は会員限定で聴講無料、
パーティー参加費 5,000円
- ◇申込期日：1月5日(金)までに当所へお申し込み下さい。
(TEL:0250-22-0121)

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)
1月 9日(火)・ 2月 6日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)
1月16日(火)・ 2月13日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご予約をお願いします。(TEL:0250-22-0121)

金融情報 日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 15年以内	基準利率 1.81%~2.40%
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> ・申告決算書 最近2期分(申告されている場合) ・見積書(設備資金をお申込の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込の場合)

★お申込み・お問い合わせ先★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:0250-22-0121)まで。

金融情報 経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.11% ※2017年12月13日現在
-------	---------	------------	---------------	----------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
(北部地区：遠山、東・南部地区：近藤、西部地区：真野)
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

申告書の送付について

**税務署から決算書・申告書が
送付されない可能性があります**

平成29年分の確定申告から、納税者の氏名や住所が印刷された申告書、決算書、手引きなどが送付されない人がいます。

対象者は、昨年の決算書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、イータックス送信で提出した人などへは送付されなくなります。

今後は申告書に代わり、予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されます。

用紙が必要な方は税務署のほか、当商工会議所にも置いてあります。なお、申告書やお知らせのハガキまたはお知らせの通知は1月下旬ごろ送付予定です。

年末調整個別相談会のご案内

～給料・賞与を支払っている方へ～

- ◆日時：平成30年1月15日(月)・16日(火)
9:00～12:00 / 13:00～16:00
- ◆会場：新津商工会議所 3F
- ◆対象：新津地域で個人事業を営む方
- ◆持ち物：①年末調整の書類一式(税務署より郵送)
②平成29年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ち下さい)
③生命保険料・介護保険料・地震保険料・国民年金保険料等の控除証明書
④国民健康保険料払込金額の確認
⑤控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認



⑥印鑑

- ⑦マイナンバー制度導入に伴い、来所時下記の方のマイナンバーが確認できるもの(メモ等)をご持参下さい。
(支払者、受給者、受給者の控除対象配偶者や扶養親族)

※税理士関与の方はご遠慮ください。

～中小企業経営者のみなさまへ～

新★安心サポート宣言！経営セーフティ共済のご案内

経営セーフティ共済は取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付が受けられる共済制度です。

【加入出来る方】

条件に該当する中小企業者で引き続き1年以上事業を行っている方。

【掛金と所得控除】

掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲(5,000円単位)で掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できます。

◎詳しくは新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)まで

～小規模企業の経営者の皆様へ～

退職後のゆとりある生活のために **小規模企業共済**

小規模企業共済制度とは個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

税制面で大きなメリットがあります！

■掛金は、全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

■共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い

掛金は月額1,000円～70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後増額・減額ができます。

◎加入につきましては新津商工会議所まで(TEL:0250-22-0121)

日本年金機構からのお知らせ

社会保険料の納付には口座振替をご利用下さい！

○毎月、金融機関に出向く必要がないので便利です。

○口座振替手数料のご負担は不要です。

○全国の金融機関がご利用になれます。

→銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振替が可能です。

※ゆうちょ銀行、インターネット専業銀行等一部お取り扱いの出来ない金融機関がございます。

○毎月末日に、先月分の保険料をご指定の口座からお引き落としします。

※『末日』が土曜祝祭日にあたる場合は翌営業日のお引き落としになります。

※振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替が出来なかった場合は、後日、送付される納付書にて、金融機関等の窓口で納付していただくこととなります。

◎口座振替を希望される場合や、不明な点等がございましたら管轄の年金事務所へお問い合わせください。